

ID: 222

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	利用団体の登録
例規名 根拠条項	大河原町立学校施設の開放に関する規則 第7条第1項
例規番号	平成27年教育委員会規則第7号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び第8条の規定による。</p> <p>(利用団体登録)</p> <p>第7条 第6条第1項第1号に掲げる学校施設の開放を利用しようとする者は、あらかじめ利用団体として教育委員会の登録(以下「利用団体登録」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 利用団体登録は、町内に居住し、通勤し、又は通学する者でおおむね10人以上で構成され、かつ、構成員に監督者としての成人を含む団体に限り受けることができるものとする。</p> <p>(利用団体登録の手続)</p> <p>第8条 利用団体登録は、学校施設の開放におけるスポーツ開放利用団体登録申請書(様式第1号)により、原則としてスポーツ開放を利用しようとする年度の前の年度の1月末日までに申請しなければならない。ただし、当該年度の途中から新たに利用しようとする団体についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項に定めた申請書には、名簿を添えることとする。</p> <p>3 利用団体登録の申請内容に疑義が生じた場合、申請を行った者は教育委員会が行う実態調査に応じなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請を行った者が前条第2項の団体に該当しないとき又は当該者の利用が次の各号の1に該当すると認めるときは、利用団体登録を拒否するものとする。</p> <p>(1) 暴力団(大河原町暴力団排除条例(平成24年大河原町条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益となる利用</p> <p>(2) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用</p> <p>(3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その宗教的活動のための利用</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかに該当する専ら営利を目的とする利用</p> <p>ア 新聞・雑誌・折込チラシ等、有料の広告媒体を利用し、事業拡大を目的として広く会員を募集している場合</p> <p>イ 企業が企業活動の一環として、団体の継続的な運営を行っている場合</p> <p>(5) 学校の管理に支障を及ぼすおそれがある利用</p> <p>(6) 公の秩序を乱すおそれがある利用</p> <p>5 教育委員会は、利用団体登録をする旨又は拒否する旨の決定をしたときは、その旨を当該利用団体登録に係る申請を行った者に通知するものとする。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日